

電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

平成29年3月1日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月7日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御検討を頂く。

主なポイント

1. 経緯

平成29年3月1日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月7日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

2. 変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

- ・ 平成29年4月1日より、ネガワット取引関連の規定を整備した改正電気事業法が施行されることに伴う変更
- ・ 平成29年4月1日より、再生可能エネルギー電気の買取義務者の変更等の規定を整備した改正電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が施行されることに伴う変更
- ・ その他、国の審議会における議論を踏まえた変更、趣旨明確化 等

3. 認可申請に係る意見

変更内容について、電力の適正な取引の確保の観点から審査した結果、特段の問題はないと判断されるため、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとした。

[参考] 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第28条の41第3項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の10第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の46第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこ

ととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の10第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

以 上